

補 正 情 報

2022 年 4 月 20 日

年度別過去問集に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。なお、月額制のサイトで公開している年度別過去問集の PDF ファイルは修正済みのものですので、そのままご利用ください。

記

問題編 P283 令和 3 年（2021 年）10 月試験 問 5 選択肢 1

修正前

- 1 令和 3 年 4 月 1 日において 18 歳の者は成年であるので、その時点で、携帯電話サービスの契約や不動産の賃貸借契約を 1 人で締結することができる。

修正後

- 1 令和 4 年 4 月 1 日において 18 歳の者は未成年者であるので、その時点で、携帯電話サービスの契約や不動産の賃貸借契約を 1 人で締結することはできない。

解説編 P248 令和 3 年（2021 年）10 月試験 問 5 選択肢 1

修正前

- 1 誤っている 20 歳未満の者は未成年者である。したがって、令和 3 年 4 月 1 日において 18 歳の者は未成年者であり、携帯電話サービスの契約や不動産の賃貸借契約を 1 人で締結することはできない。

修正後

- 1 誤っている 令和 4 年 4 月 1 日からは 18 歳未満の者が未成年者である。したがって、令和 4 年 4 月 1 日において 18 歳の者は成人であり、携帯電話サービスの契約や不動産の賃貸借契約を 1 人で締結することができる。

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之